

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第23条の9」に改める。

第2条中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同条第7号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんを」を「一般粉じんを」に、「粉じんが」を「一般粉じんが」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 特定粉じん排出等作業 石綿含有成形板その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

第2条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(8) 一般粉じん 特定粉じん以外の粉じんをいう。

第4条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第1項第3号から第5号までの規定中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第20条第1項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第21条及び第22条中「粉じん発生施設を」を「一般粉じん発生施設を」に、「当該粉じん発生施設」を「当該一般粉じん発生施設」に改める。

第2章第1節第2款中第23条の次に次の8条を加える。

（作業基準）

第23条の2 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特

特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第23条の3 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定工事の場所
- (4) 特定粉じん排出等作業の種類
- (5) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (6) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (7) 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第23条の4 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第23条の5 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工

事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)の受注者(他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第53条第1項において同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(第53条第1項において「自主施工者」という。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

第23条の6 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第23条の7 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

第23条の8 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

第23条の9 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者は、当該届出に係る作業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出に係る作業の場所
- (3) 当該届出に係る作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

第50条第1項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第53条第1項中「設置している者」の次に「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」を、「処理の方法」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の次に「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を、「立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設」の次に「、解体等工事に係る建築物等」を加える。

第58条を次のように改める。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条の4又は第23条の7の規定による命令に違反した者

第59条第1号中「第20条第1項」の次に「、第23条の3第1項」を加える。

附則第3項及び附則第7項の表中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた改正前の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出は、それぞれ、改正後の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条

第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出とみなす。

- 3 改正後の沖縄県生活環境保全条例（以下「新条例」という。）第23条の3、第23条の5、第23条の6、第23条の9及び第53条第1項の規定は、この条例の施行の際現に着手していた新条例第23条の3第1項に規定する特定工事については、適用しない。
- 4 この条例の施行の日から平成28年4月15日までの間に、新条例第23条の3第1項の建設工事に着手する者に対する同項の規定の適用については、同項中「特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成28年4月1日までに」とする。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

特定粉じんの飛散等による県民の健康に係る被害を防止する等のため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者等に当該作業の実施の届出を義務付けるとともに、当該届出に係る作業が完了した場合の届出等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。